

第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズや障害の特性に応じた支援・指導を行うためには、施設・設備等の整備が大変重要です。

また、小中学校、高等学校を問わず、インクルーシブ教育システムの推進のための取組として、合理的配慮のための基礎的環境を整備し、充実させていくことが必要です。

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

I 合理的配慮のための基礎的環境の整備と充実

これまでの取組

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、教育の場においても合理的配慮の提供が求められるようになりました。愛知県教育委員会は、市町村教育委員会及び各学校の教職員に対し、障害者権利条約や関係法令が正しく理解され、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮によって、適切な支援・指導が行われるよう努めています。

小中学校

合理的配慮を必要とする児童生徒が年々増加しており、市町村教育委員会や各学校において、様々な取組が行われています。愛知県教育委員会では、毎年度、保護者との合意形成の過程や、合意形成が困難な事例などを調査し、市町村教育委員会等から相談を受けた際に活用しています。

高等学校

2017年度に「県立高等学校の生徒に対する合理的配慮検討委員会設置要綱」を定め、個別に必要な合理的配慮について検討する「合理的配慮検討委員会」を随時開催しています。同委員会における検討を経て、障害等により特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校において、日常生活上の介助や学習支援等を行う特別支援教育支援員の配置や基礎的な環境整備を行うことで、当該生徒の学習活動や学校生活を支援しています。

<特別支援教育支援員の配置実績>

年度	配置校数	支援生徒数	配置時間総数
2019年度	8校	11人	4,306時間
2020年度	14校	18人	5,932時間
2021年度	21校	25人	7,985時間
2022年度	23校	31人	11,982時間

<施設整備の対応実績>

年度	多目的トイレ	手すり	スロープ	階段昇降機	その他	計
2019年度	2校	3校	3校	5校	0校	13校
2020年度	2校	3校	1校	5校	4校	15校
2021年度	1校	6校	2校	7校	2校	18校
2022年度	0校	2校	2校	5校	3校	12校

特別支援学校

移動に配慮を必要とする幼児児童生徒が多く在籍する全ての肢体不自由特別支援学校と、多くの知的障害特別支援学校に、エレベーターを設置しています。また近年は、障害種にかかわらず、校舎の新增築を行う際には、エレベーターを設置しています。

<特別支援学校のエレベーター設置状況>

障害種	学校数	うち、エレベーター設置校
視覚障害	2校	0校
聴覚障害	6校	1校
知的障害	15校	12校
肢体不自由	7校	7校
知肢併置	1校	1校
病弱	1校	1校

課題

- 市町村教育委員会や小中学校によっては、合理的配慮を必要とする事例の増加とともに、配慮の内容も多岐にわたるようになり、合意形成が難航するケースが見られます。
- 県立高等学校における合理的配慮のための人的配置や基礎的環境の整備と充実について、引き続き検討していく必要があります。
- 県立特別支援学校においては、現在、エレベーターを設置している特別支援学校以外にも、車椅子利用者など移動に配慮を必要とする幼児児童生徒が在籍しているため、全ての学校にエレベーターを設置することが求められています。

推進方策

- (1) 合理的配慮に対する市町村教育委員会や小中学校の理解を深めるため、合理的配慮に関する事例集の内容を、毎年度、追加・更新していきます。
- (2) 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒が適切な支援を受けられるよう、基礎的な環境の整備と充実を図ります。

* 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対して学习上・生活上の支援を行うため、必要な施設・設備（多目的トイレ、手すり、スロープ、階段昇降機等）の整備と充実に努めます。

* 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対して学習上・生活上の支援を行う、特別支援教育支援員の充実を図ります。

- (3) 県立高等学校への入学を希望する、病気や障害のある中学生・保護者等から、入学
者選抜における合理的配慮や、入学後の特別支援教育支援員などの人的配置、各種施
設・設備の物的配置などの相談を受ける窓口の設置について、検討します。新規
- (4) 全ての県立特別支援学校におけるエレベーター設置に向けて検討します。新規

第2部

第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開
第3章 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

II 小中学校

通級指導教室の基礎定数化の完全実施に向けた教室の拡充と適切な設置

これまでの取組

2017年度から2026年度までの10年間をかけて、通級による指導の担当教員の基礎定数化の完全実施（児童生徒13人につき、教員1人を算定）に向け、教室数を増加させています。近年では県全体で、毎年度50教室程度、増加させています。

<小中学校の通級指導教室 教室数・在籍児童生徒数の推移> P.7参照

課題

- 通級指導教室の基礎定数化により、2026年度には児童生徒13人につき1人の教員が算定されるため、増加する対象児童生徒数の状況に応じて、計画的に教員数を増加する必要があります。
- 通級による指導を必要とする児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、通級指導教室の拡充と適切な設置を行うことが必要です。

<通級指導教室における教員1人当たりの児童生徒数の推移> (単位：人)

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
18.2	18.5	18.3	17.9	17.4

(通級指導教室設置状況等調査) ※名古屋市、私立を除く

推進方策

2026年度の基礎定数化の完全実施に向けた通級指導教室の拡充と適切な設置に努めます。

- * 通級による指導への需要の高まりに対応するため、引き続き小中学校における通級指導教室の増設及び担当教員の資質向上に努めます。
- * 児童生徒の教育的ニーズや必要な支援の内容に基づく適切な通級指導教室の設置について、愛知県教育委員会から市町村教育委員会に指導・助言を行います。

Ⅲ 特別支援学校

Ⅰ 特別支援学校設置基準に基づく教育環境の整備

これまでの取組

特別支援学校については、これまで学校教育法第3条に基づく独立した設置基準はなく、学校教育法施行規則において、設備編制の基本的事項のみが定められていました。

在籍者数の増加により、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校の設置基準が「①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準」とするとともに、「②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定」することを基本方針として、2021年9月24日に公布されました。

この設置基準は、総則及び学科については2022年4月1日から、編制並びに施設及び設備については2023年4月1日から施行されました。

<特別支援学校設置基準の主な内容>

【他の学校種の設置基準と共通の内容】

◆ 構成

総則、学科、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積）

◆ 趣旨

学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆ 経過措置

編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる。

【特別支援学校に固有の内容】

◇ 高等部の学科の種類

（例）視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等

◇ 1学級の幼児児童生徒数

幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下

◇ 教諭等の数等

相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等

◇ 校舎に備えるべき施設

自立活動室等

◇ 校舎の面積

部、障害種ごとに幼児児童生徒数に応じて設定

◇ 運動場の面積

部ごとに幼児児童生徒数に応じて設定

特別支援学校設置基準の施行を踏まえ、2023年度までに、幼稚部、小中学部、高等部の全てにおいて重複障害学級を設置するとともに、1学級当たりの幼児児童生徒数についても基準どおりとする改善を図りました。

課題

- 学級の編制においては、幼稚部では異なる年齢の幼児により、また小中学部、高等部では複数の学年の児童生徒により編制している学級が一部にあるため、改善を図る必要があります。
- 施設については、校舎や運動場面積等の基準を満たしていない学校が複数あります。

推進方策

- (1) 特別支援学校設置基準（2021年9月公布）を踏まえ、順次、同じ年齢や学年で学級を編制できるよう努めます。 **新規**
- (2) 施設の増改築の際には、特別支援学校設置基準に基づき整備するよう努めます。 **新規**

2 学校の新設や校舎の増築

これまでの取組

知的障害特別支援学校の過大化による教室不足については、新たな特別支援学校の設置や校舎増築のほか、県の財政支援による市立特別支援学校の新設や校舎増築により、解消に努めてきました。

また、長時間通学については、分校舎や分教室の新設に加え、知的障害特別支援学校の学校数が増加したことにより、改善が進みました。

<知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消のための新設・増築>

年 度	学 校 等	教室不足が解消した学校
2019年度	瀬戸つばき特別支援学校開校	春日台特別支援学校
2020年度	みあい特別支援学校校舎増築供用開始	みあい特別支援学校
2021年度	名古屋市立守山養護学校校舎増築供用開始	守山養護学校
2022年度	にしお特別支援学校（知肢併置）開校	安城特別支援学校
2024年度	名古屋市立若宮高等特別支援学校開校	名古屋市立特別支援学校（4校）

<長時間通学の解消のための新設>

年 度	学 校 等	長時間通学が解消した学校
2020年度	豊橋特別支援学校潮風教室開設	豊川特別支援学校
2023年度	千種聾学校ひがしうら校舎開設	千種聾学校

<学習環境の改善のための移転>

年 度	学 校	所 在 地
2024年度	岡崎特別支援学校移転開校	岡崎市本宿町→美合町

課題

- 知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後も増加することが見込まれており、新たな教室不足に対応する必要があります。
- 名古屋東部地区から港特別支援学校への長時間通学を解消する必要があります。

推進方策

- (I) いなざわ特別支援学校の教室不足を解消するため、2025年9月の供用開始を目指して、校舎を増築します。**新規**

- (2) 一宮東特別支援学校の教室不足を解消するため、2026年度の供用開始を目指して、肢体不自由の小牧特別支援学校の敷地内に、知的障害の児童生徒に対応する校舎を増築します。**新規**

* 通学区域の見直しにより、一宮東特別支援学校の児童生徒の一部を小牧特別支援学校に移行します。これにより、小牧特別支援学校は、県内2校目となる知肢併置校となります。

- (3) 三好特別支援学校の教室不足を解消するため、2027年度の開校を目指して、豊田市にある「南山国際高等学校・中学校」の跡地に、知的障害特別支援学校を設置します。**新規**

- (4) 港特別支援学校の長時間通学を解消するため、2027年度の開校を目指して、名古屋市天白区にある「天白学校体育センター」の敷地内に、肢体不自由特別支援学校を設置します。**新規**

- (5) 今後、教室不足が見込まれる学校では、既存施設の活用などを検討し、教室不足の解消を図ります。

3 通学環境の改善（スクールバスの配置及び更新、通学区域の見直し）

これまでの取組

にしお特別支援学校の開校（2022年度）により、岡崎特別支援学校及びひいらぎ特別支援学校における長時間通学が緩和されました。

また、2020年度から、スクールバスでの新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、1台当たりの乗車人数を減らして運行しています。これに伴うスクールバスの増車により、運行時間を短縮することができました。

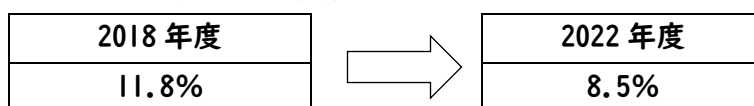
さらに、千種聾学校ひがしうら校舎の開校（2023年度）により、知多地区から聾学校に通う幼児児童の長時間通学が緩和されました。

＜2018年度以降のスクールバスの運行台数＞ (単位：台)

障害種 年度	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
2018年度	1	—	59	33	1
2019年度	1	—	62	33	1
2020年度	1	—	62(62)	33(5)	1(1)
2021年度	1	—	62(46)	33(5)	1
2022年度	1(1)	1	64(46)	35(3)	1

※ () は新型コロナウイルス対応増車分（外数）

＜片道60分以上かかる児童生徒の割合＞



課題

- 地理上・交通上の条件（長距離、交通渋滞等）により、スクールバスの増車だけでは時間短縮が困難なケースがあります。
- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化が進んでおり、更新していく必要があります。
- 通学範囲の広い盲学校や聾学校における通学環境の改善を図る必要があります。

推進方策

(1) 遠距離であることや幹線道路の混雑などの理由から、スクールバスの増車だけでは解消できない長時間通学については、県有施設、小中学校、高等学校の活用による分校・分教室の設置や、既設の特別支援学校への複数障害種の併置、通学区域の見直しを検討します。

* 特に、海部南部地域から一宮特別支援学校への長時間通学を解消するため、地域の実情に合わせた通学環境の改善方法を検討します。

(2) 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化に対応し、毎年度、計画的に車両の更新を図ります。

(3) 通学範囲の広い盲学校や聾学校については、寄宿舎の利用状況や在籍者の居住地域を踏まえ、通学環境の改善を図る方法を検討します。



スクールバスの乗降場面

4 一人一人の学びを保障する学習環境の整備

これまでの取組

特別支援学校では、自閉症を併せ有する者や、視覚障害と知的障害を併せ有する者など、重複障害者の割合が増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた支援・指導が求められるようになってきました。そのため、盲学校、聾学校、肢体不自由及び病弱特別支援学校では、小中学校及び高等学校に準じた教育課程で学ぶ児童生徒の割合が少なくなっています。

毎日通学することが困難な児童生徒については、家庭や病院等へ教員が出向く訪問教育を行っています。

課題

- 重複障害の幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階、教育的ニーズに応じた、専門的な支援・指導の充実を図ることが重要です。
- 小中学校及び高等学校に準じた教育課程で学ぶ児童生徒の学習環境を整えることが必要です。
- 毎日通学することが困難な児童生徒が、在籍校での授業や行事に参加しやすい環境を整え、同世代の子供との交流や学びを充実させることが大切です。
- 障害のある幼児児童生徒は、経験が不足しがちであるため、体験的な活動を取り入れることが大切です。

推進方策

- (1) 重複障害等に応じた学習指導や指導上の配慮、評価の在り方などについて、授業研究の充実を図ります。 **新規**
- (2) 外国語活動のALT（外国語指導助手）など、特別支援学校においても多彩な外部人材の活用により、学校の教育力向上を図ります。 **新規**
- (3) 毎日通学することが困難な児童生徒の在籍校における授業参加や、児童生徒同士の交流の充実を図るため、訪問教育を行っている県立肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校への分身ロボットの整備を検討します。 **新規**
- (4) 大学や企業等と連携したVR（仮想現実）やAR（拡張現実）の活用により、幼児児童生徒の経験を広げるための研究を進めます。 **新規**

5 ICT機器の配備に伴う通信環境の充実・整備

これまでの取組

2019年から始まった国のGIGAスクール構想により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、一人一人の資質・能力を一層確実に育成できるICT環境を実現するため、愛知県では児童生徒用1人1台タブレットを始め、障害に対応した機器、ネットワーク等の整備を進めました。

<ICT機器の配備>

年 度	タブレット	大型ディスプレイ	障害に対応した機器
2019年度	—	—	点字プリンタ、音声認識ソフト等
2020年度	5,836台	1,190台	視線入力装置、ブレススイッチ 音声文字変換システム等
2021年度	30台	—	点字プリンタ、視線入力装置等

<ネットワーク等の整備>

年 度	整備内容
2019年度	愛知エースネットの更新
2020年度	各学校LB0、BYOD回線の追加、校内アクセスポイントの増強

課題

- 児童生徒用1人1台タブレットの配備、普通教室のアクセスポイント設置は完了しましたが、特別教室、体育館等にはアクセスポイントがないため、タブレットの十分な活用が難しい状況です。また、訪問教育先でのタブレットの活用に制限がある状態です。さらに、活用が進むにつれて、通信回線のひっ迫が課題となりつつあります。

推進方策

- (1) 校内ネットワークの改善に努めます。

* さまざまな授業でタブレットが活用できるよう、アクセスポイントの整備に努めます。

- (2) 訪問教育先でのさらなるタブレットの活用が可能となる環境を整備します。

* タブレットを活用した訪問教育が円滑に実施できるよう、クラウドの活用を含む接続環境の改善に努めます。

(3) 通信回線の改善に努めます。

* 授業でのさらなるICT機器の活用やクラウドの活用に備え、通信回線の改善に努めます。

(4) 情報セキュリティの強化を推進します。

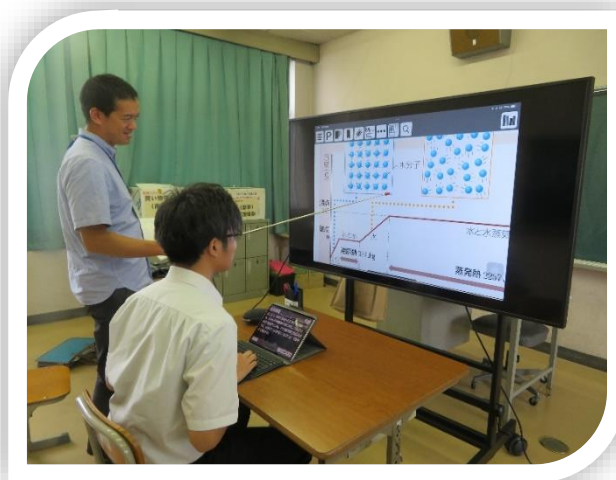
* フィルタリング機能を始めとする、クラウドを安全に活用するための環境や情報漏洩が起きない環境の整備に努めます。

(5) 教員のICT活用への支援を推進します。

* 教員を対象とするICT活用研修を実施し、ICT機器の活用スキルの向上を図ります。

(6) 児童生徒用1人1台タブレットの活用を推進します。

* タブレットの活用状況や活用事例についての調査を行い、好事例を共有することで、障害の状態や発達段階、教育的ニーズに応じた効果的なタブレットの活用を推進します。



ICT機器を活用した授業場面

6 老朽化や防災への対応

これまでの取組

2021年9月に「特別支援学校設置基準」が公布され、特別支援学校において整備すべき施設設備が明らかにされました。また、施設設備の参考となる「特別支援学校施設整備指針」では、幼児児童生徒の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要であるとされています。

県立特別支援学校の施設設備の整備については、合理的配慮の観点と老朽化に対応する「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、主に以下の内容について整備を進めています。

(1) 空調設備の設置（2017年度から2020年度）

全ての特別支援学校の普通教室と特別教室に設置

(2) トイレの改修（2017年度から2021年度）

肢体不自由特別支援学校において、全てのトイレの洋式化と床の乾式化、未設置の学校への多目的トイレの設置

(3) 校舎等の大規模改修（2019年度から2029年度）

「県立学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設設備の改修等

防災については、発生が懸念されている南海トラフ地震を始めとする大規模地震等を想定し、施設面では校舎等の耐震化を行ってきました。また、設備面では、緊急地震速報受信装置の設置や聾学校への緊急通報装置（パトライト）の設置を進めてきました。

また、傾斜地に立地している岡崎特別支援学校は、学校敷地の一部が土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指定されていることから、2024年4月に移転することとしています。

課題

○ 幼児児童生徒の安全・安心を確保するために必要な施設設備の改修・改築等においては、国の設置基準等を踏まえるとともに、「県立学校施設長寿命化計画」に基づいて、計画的に進める必要があります（水道設備をはじめとしたライフライン、体育館の照明を含む）。また、作業学習等で使用する工作機械や実習機器等の老朽化への対応も必要です。

○ 人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校においては、災害時の対応として、医療機器のバッテリー作動時間の確認や非常用電源の確保等、適切な措置を講じる必要があります。

推進方策

(1) 「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設設備の改修等を引き続き進めていきます。

第2部

第3章 第3期愛知県特別支援教育推進計画の具体的な展開 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

- (2) 全ての県立特別支援学校の体育館に空調設備を設置します。**新規**
- (3) 作業学習等で使用する老朽化した工作機械や実習機器等の更新を図ります。
- (4) 県立特別支援学校が災害時における応急避難場所として必要な機能を発揮できるよう、医療機器の電源確保について各学校で点検等を進めるとともに、必要に応じて外部電源の設置を進めるなどの改善を図ります。



「工業（金工）」の実習場面